

別表（第6条関係）

懲戒処分基準

処分事由	根拠条文 ()内は行政書士法人について	懲戒処分の種類	
		行政書士	行政書士法人
他の法令で制限されている業務の実施	法第1条の2第2項、第1条の3ただし書	戒告又は二年以内の業務の停止（以下「業務停止」という。）	—
二以上の事務所の開設	法第8条第2項	戒告又は業務停止	—
使用人行政書士及び法人社員等行政書士の事務所開設	法第8条第3項	戒告又は業務停止	—
帳簿の備付、保存義務違反	法第9条（法第13条の17で準用）	戒告又は業務停止	戒告又は二年以内の業務の全部若しくは一部の停止（以下「業務の一部等停止」という。）
誠実履行義務違反 信用・品位確保義務違反	法第10条（法第13条の17で準用）	戒告、業務停止又は業務の禁止	戒告、業務の一部等停止又は解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止）
報酬の額の揭示義務違反	法第10条の2第1項（法第13条の17で準用）	戒告又は業務停止	戒告又は業務の一部等停止
依頼応諾義務違反	法第11条（法第13条の17で準用）	戒告又は業務停止	戒告又は業務の一部等停止
守秘義務違反	法第12条	戒告、業務停止又は業務の禁止	—
重大な非行	法第14条	戒告、業務停止又は業務の禁止	—
社員の資格違反	法第13条の5	—	戒告又は業務の一部等停止

業務の範囲違反	法第 13 条の 6	—	戒告又は業務の一部等停止
業務執行義務違反	法第 13 条の 12	—	戒告、業務の一部等停止又は解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止）
社員の常駐義務違反	法第 13 条の 14	—	戒告又は業務の一部等停止
特定業務制限違反	法第 13 条の 15	—	戒告又は業務の一部等停止
社員の競業の禁止違反	法第 13 条の 16	—	戒告又は業務の一部等停止
著しく不当な運営	法第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項	—	戒告、業務の一部等停止又は解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、戒告又は業務の一部等停止）
その他法又はこれに基づく命令若しくは規則違反で悪質なもの	—	戒告又は業務停止	戒告又は業務の一部等停止
処分に違反	法第 14 条、第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項	業務停止又は業務の禁止	業務の一部等停止又は解散（従たる事務所に係る処分を行うときは、業務の一部等停止）